

○富里市地域公共交通会議設置条例

平成29年12月19日 条例第15号

富里市地域公共交通会議設置条例

(設置)

第1条 市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保及び旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、富里市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議し、市長に答申する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員のうち市長が指名する者
- (2) 関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (3) 公募による市民
- (4) 成田警察署長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般社団法人千葉県バス協会に所属する者であって、当該事業者又は当該協会の代表者が指名する者
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者又は一般社団法人千葉県タクシー協会に所属する者であって、当該事業者又は当該協会の代表者が指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体に所属する者であって、当該団体の代表者が指名する者
- (8) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月16日までとする。